

保証金のお支払いについて

保証期間

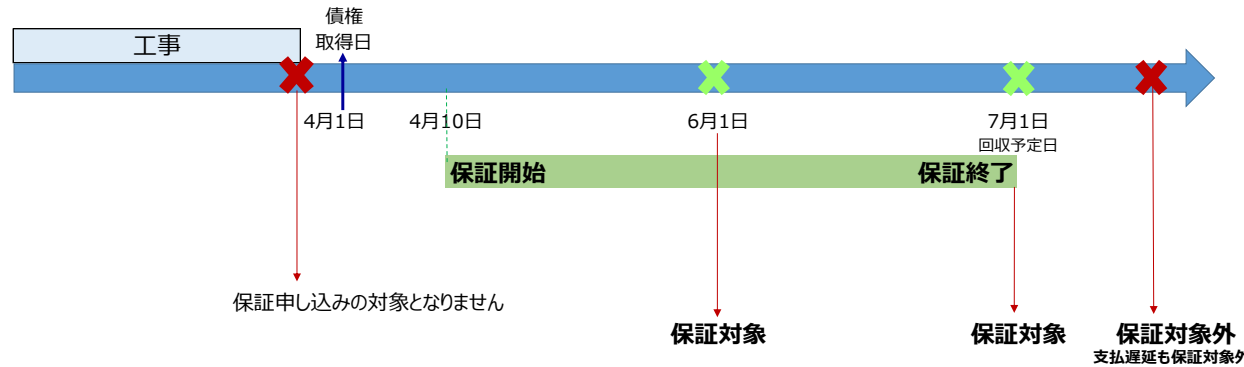
✕✕ : 元請建設企業の倒産等の事由発生日

保証金お支払い対象※となる債権のイメージは以下の通りです。

「個別保証」は既に確定している債権、「枠保証」は将来発生する債権が対象となります。

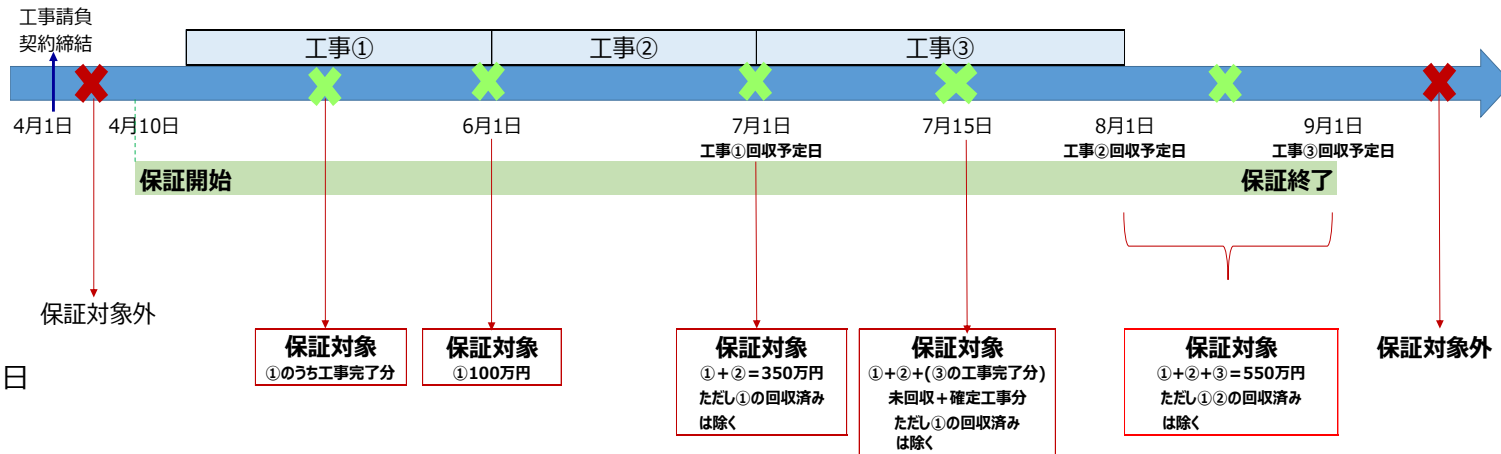
保証期間内に、破産・民事再生等の保証履行事由が発生したものが保証金お支払いの対象となります。ただし、回収済みの債権額は差し引かれます。

個別保証



(事例)
保証金額 : 100万円
債権取得日 : 4月1日
保証開始日 : 4月10日
保証終了日 : 7月1日

枠保証



(事例)
保証金額 : 550万円
工事①100万円
工事②250万円
工事③200万円

工事請負契約締結日 : 4月1日
保証開始日 : 4月10日
保証終了日 : 9月1日

■ 対象債権が手形の場合、保証期間中に手形割引をされた債権は、保証金お支払い対象外となります。

■ 枠保証の場合、債権（売掛金および手形）の取得日が、元請建設企業の倒産等の事由発生日の前日までであることが、保証金お支払い要件となります。

※主な保証金お支払い事由について

以下の事由に該当することおよびそれを証明する書類のご提出が必要となります。

1	再生手続開始の申し立て、更生手続開始の申し立て、破産手続開始の申し立て、特別清算開始の申し立てがなされたこと
2	任意整理を開始する旨の通知がなされたこと、または任意整理のための債権者集会における債権者委員会による整理着手の公表があったこと
3	手形交換所による取引停止処分を受けたこと
4	資金不足または取引なしの事由による振出手形の不渡りがあったこと
5	電子債権記録機関による取引停止処分を受けたこと
6	資金不足または取引なしの事由による電子記録債権の支払不能があったこと
7	法人である場合においては代表者およびその代理人、個人である場合においてはその者およびその代理人が所在不明となったこと
8	その他上記に準ずるものとしてオリックスが認めたこと

【お問い合わせ先】 オリックス株式会社

金融法人部

TEL : 0570-00-1354

(受付時間 : 平日9:00~17:00)

メールアドレス : urikakehosyou@orix.jp